

オープンカウンター（公募型見積合わせ）説明書

このオープンカウンター（公募型見積合わせ）説明書は、長野県警察が国費で発注する物品購入等の調達契約に関し、見積の公告によるもののほか、オープンカウンター（公募型見積合わせ）に参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について説明したものです。

なお、オープンカウンター（公募型見積合わせ）とは、長野県警察が国費で調達を行う物品購入等の案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する制度です。

1 オープンカウンター（公募型見積合わせ）に付する事項

見積公告に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

見積公告に示すとおりとします。

3 オープンカウンター（公募型見積合わせ）に係る一般的事項

- (1) 見積参加者は、見積公告、本説明書及び契約書（案）を熟覧し、承諾の上で見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、見積公告に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 見積りに要した費用は、すべて見積参加者が負担してください。
- (4) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。
- (5) この説明書に定めのない事項は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）の規定によります。
- (6) 都合により見積りを中止することがあります。

4 オープンカウンター（公募型見積合わせ）の参加方法

- (1) 2の参加資格がある者であれば、参加することができます。
- (2) 見積参加者は、見積書を持参又は郵送により提出してください。それ以外の方法による見積書の提出については受理しません。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び見積合わせの日を明記してください。

(3) 見積参加者は、見積公告において求められた経済上及び技術上の要件があるときは、指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

(4) 見積書の提出場所及び提出期限は、見積公告に示すとおりとします。

(5) 見積参加者は、長野県警察ホームページの「入札見積情報」の「国費の公募公告」に掲示した各案件の見積書及び誓約書の様式をダウンロードし、次に掲げる事項を記載の上、提出してください。

ア 見積書

(ア) 日付

(イ) 見積参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印）

(ウ) 電話番号

(エ) 見積額

(オ) 単価

(カ) 合計

イ 誓約書

(ア) 日付

(イ) 見積参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印）

(6) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。

(7) 見積参加者は、その提出した見積書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

(8) 見積参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費、消費税及び地方消費税を含めた金額で見積もるものとします。

なお、契約種別が総価契約のものにあつては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

5 代理人による見積り

見積参加者は、次により代理人を定め、代理人に見積りに関する事項を委任することができます。

(1) 見積りに関する事項を代理人に委任しようとするときは、委任状（様式1）を提出しなければなりません。

(2) 代理人が4(5)により見積書を提出する場合は、ア(イ)で定める見積参加者（法人の場合は、代表者）の印は不要とします。ただし、代理人氏名及び印は要します。

6 見積参加の制限

見積参加者及び代理人は、同一案件に係る他の見積参加者、代理人となることができません。

7 見積合わせの方法

見積合わせは、見積公告に記載した見積書提出期限後速やかに行います。

なお、見積合わせにあたっては、見積参加者の立ち会いを求める場合と求めない場合があります。

(1) 見積参加者の立ち会いを求める場合

見積公告において、見積合わせに見積参加者の立ち会いを求めている場合にあつては、指定した日時に、見積参加者が出席して次のとおり行うものとします。

ア 見積参加者が立ち会わないときは、当該調達と関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

イ 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、直ちに2回目の見積書を徴するものとします。この場合において、見積参加者がひとりも立ち会っていないときは、別に定める日に行います。

ウ 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、2回目の最低価格で見積もった者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の者。以下同じ。）から、3回目の見積書を徴するものとします。

エ 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、3回目の最低価格で見積もった者から4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは「不落」とします。

オ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。

(2) 見積参加者の立ち会いを求めない場合

見積公告において見積参加者の立ち会いを求めない場合にあつては、予算執行者が次のとおり見積合わせを行うものとします。

ア 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最低の価格で見積もった者から2回目の見積書を徴するものとします。

イ 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、2回目の最低の価格で見積もった者から、3回目の見積書を徴するものとします。

ウ 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、3回目の最低価格で見積もった者から4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは「不落」とします。

エ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。

8 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積もったもの
- (2) 同一人が見積もった2通以上の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積もったもの

- (4) 調達件名及び見積額のないもの
- (5) 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- (6) 記載した見積額と内訳金額が整合していないもの（軽微な記載誤り等を除く。）
- (7) 記名、押印のないもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 見積公告に示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (10) その他見積りに関する条件に違反したもの

9 採用する見積書

- (1) 採用する見積書は、契約の種別により次のとおりとします。

ア 総価契約及び単価契約

有効な見積書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

イ 複数単価契約

有効な見積書を提出した者であって、見積額のすべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。

また、くじを引かない者がいるときは、当該見積書の徴取事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。

- (3) 製造請負契約において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。

- (4) (3)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、見積参加者に対し資料の提出を求めることができるものとします。

- (5) 見積合わせ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。

- (6) 予算執行者は、**採用した日の翌日から起算して5日以内**に契約の取り交わしをしないときは、決定を取り消すことができるものとします。

10 契約保証金

随意契約のため、契約保証金の納付は免除とします。

ただし、契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金に相当

する金額を違約金として納付するものとします。

11 契約の締結

(1) 契約の締結は、契約書（案）により行うものとします。

なお、契約書に示す政府調達を支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により定められた率は次のとおりです。

「年 2.5パーセント」(令和3年4月1日から適用。令和3年財務省告示第49号)

(2) 契約の相手方は、**採用した日の翌日から起算して5日以内**（採用者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。

(3) 契約の相手方は、契約締結時において暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当しない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書を提出しなければなりません。

(4) 契約金額が150万円未満の場合で予算執行者が契約書の作成の必要がないと認めたときは、契約書の作成を省略することができます。

(5) 前号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を徴することとします。

ただし、請書の徴取の必要がないと認められる場合は、この限りではありません。

12 オープンカウンター（公募型見積合わせ）の参加制限

オープンカウンター（公募型見積合わせ）の参加資格については、国の一般競争入札の予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定を準用しています。

売買、貸借、請負その他の契約に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできません。

また、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、その事実があった後2年間は、その者をオープンカウンター（公募型見積合わせ）に参加させないことができます。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とします。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(6) 以上の(1)から(5)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(7) 以上の(1)から(6)までの規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。